

改正 令和7年5月29日 原規総発第2505292号 原子力規制委員会決定

個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月29日

原子力規制委員会

個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準等（原規総発第120919088号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

別表 個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき<u>原子力規制委員会委員長</u>が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準等は、次のとおりとする。</p> <p>第1 開示決定等の審査基準 法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1)・(2) (略) (3) 開示請求に係る保有個人情報を原子力規制委員会において保有していない場合又は開示請求の対象が<u>法第124条第2項</u>に該当する場合若しくは法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合 (4) 開示請求の対象が、法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）若しくは<u>法第109条第4項</u>に規定する削除情報に該当するものである場合、<u>法第124条第1項</u>に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合 (5) 手数料が納付されていない場合、保有個人情報の特定が<u>不十分</u>である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原</p>	<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき<u>原子力規制委員会</u>が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準等は、次のとおりとする。</p> <p>第1 開示決定等の審査基準 法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1)・(2) (略) (3) 開示請求に係る保有個人情報を原子力規制委員会において保有していない場合又は開示請求の対象が<u>法第122条第2項</u>に該当する場合若しくは法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合 (4) 開示請求の対象が、法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）若しくは<u>法第107条第4項</u>に規定する削除情報に該当するものである場合、<u>法第122条第1項</u>に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合 (5) 手数料が納付されていない場合、保有個人情報の特定が<u>不充</u>分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原</p>

則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
(6) 権利の濫用に関する一般法理が適用される場合

3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、権利の濫用に当たるかどうかの判断は「第7 権利の濫用に当たるか否かの判断基準」に、それぞれよる。

4 (略)

第2 (略)

第3 不開示情報該当性の判断基準

法第78条第1項に規定する不開示情報は以下のとおりであり、開示請求に係る行政文書等に記録されている個人情報がこれに該当するかどうかの判断は別添2により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

- 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 2 開示請求者以外の個人に関する情報
- 3～7 (略)

第4 (略)

則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
(6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

3 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は「第7 権利濫用に当たるか否かの判断基準」に、それぞれよる。

4 (略)

第2 (略)

第3 不開示情報該当性の判断基準

法第78条に規定する不開示情報は以下のとおりであり、開示請求に係る行政文書等に記録されている個人情報がこれに該当するかどうかの判断は別添2により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

- 1 個人に関する情報で、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 2 個人に関する情報で、開示請求者以外の個人に関する情報等
- 3～7 (略)

第4 (略)

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

法第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、法第80条は、法第78条第1項の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第6 (略)

第7 権利の濫用に当たるか否かの判断基準

権利の濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。行政機関等の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

第8・第9 (略)

第10 本人確認に関する判断基準

開示、訂正又は利用停止の請求をする者は、各請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって請求することができ、その場合には、請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示又は提出しなければならないとされており、提示等された書類により本人であることを確認するものとする。各請求に係る保有個人情報の本人であるかどうかの判断は、別添7により行

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

法第78条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、法第80条は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第6 (略)

第7 権利濫用に当たるか否かの判断基準

権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。行政機関等の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利濫用に当たる。

第8・第9 (略)

第10 本人確認に関する判断基準

開示、訂正及び利用停止の請求をする者は、各請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって請求することができ、その場合には、請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示又は提出しなければならないとされており、提示等された書類により本人であることを確認するものとする。各請求に係る保有個人情報の本人であるかどうかの判断は、別添7により行

う。

別添1

「個人情報」、「個人識別符号」及び「本人」並びに「個人情報ファイル」に関する判断基準（法第2条及び第60条第2項関係）

1 個人情報の定義（法第2条第1項）

(1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② （略）

(2) 法第2条第1項の各要件の考え方は、以下のとおりである。

①・② （略）

③ 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」について
本法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施

う。

別添1

「個人情報」、「個人識別符号」及び「本人」並びに「個人情報ファイル」に関する判断基準（法第2条及び第60条第2項関係）

1 個人情報の定義（法第2条第1項）

(1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② （略）

(2) 法2条第1項の各要件の考え方は、以下のとおりである。

①・② （略）

③ 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」について

本法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施

設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。行政機関の長等は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

④ (略)

2 個人識別符号の定義 (法第2条第2項)

(1) (略)

(2) 法第2条第2項の「個人識別符号」の要件の考え方は、以下のとおりである。

① (略)

3・4 (略)

別添2

不開示情報該当性の判断基準 (法第78条関係)

1 個人に関する情報 (法第78条第1項第1号及び第2号本文) についての判断基準

(1) 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」(法第78条第1項第1号) について

本法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場

設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。行政機関の長等は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

④ (略)

2 個人識別符号の定義 (法第2条第2項)

(1) (略)

(2) 法第2条第3項の「個人識別符号」の要件の考え方は、以下のとおりである。

① (略)

3・4 (略)

別添2

不開示情報該当性の判断基準 (法第78条関係)

1 個人に関する情報 (法第78条第1号及び第2号本文) についての判断基準

(1) 「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」(法第78条第1号) について

本法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場

合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長等が開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

法第78条第1項第1号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号本文）について

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

ア 「個人に関する情報」とは個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についても事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。

イ～エ （略）

合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長等が開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

法第78条第1号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第2号本文）について

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

ア 「個人に関する情報」とは個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についても事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法第78条第3号の規定により判断する。

イ～エ （略）

- (3)「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(法第78条第1項第2号イ)について
(略)
- (4)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(法第78条第1項第2号ロ)について
(略)
- (5)「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(法第78条第1項第2号ハ)について
(略)

2 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報(法第78条第1項第3号)の判断基準

- (1)法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報(法第78条第1項第3号本文)について
ア 「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法(平成17年法律第86号)上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。
一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、法第78条第1項第3号の適用対象から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、同項第7号の規定に基づき判断する。
イ・ウ (略)

- (3)「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(法第78条第2号イ)について
(略)
- (4)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(法第78条第2号ロ)について
(略)
- (5)「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(法第78条第2号ハ)について
(略)

2 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報(法第78条第3号)の判断基準

- (1)法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報(法第78条第3号本文)について
ア 「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。
一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、法第78条第3号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、同条第7号の規定に基づき判断する。
イ・ウ (略)

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第3号ただし書）について

（略）

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第78条第1項第3号イ）について

（略）

(4) 任意に提供された情報（法第78条第1項第3号ロ）について

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、行政機関の情報収集能力の保護は、別途、法第78条第1項第7号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

ア （略）

イ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第78条第1項第3号には当たらない。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第3号ただし書）について

（略）

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第78条第3号イ）について

（略）

(4) 任意に提供された情報（法第78条第3号ロ）について

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、行政機関の情報収集能力の保護は、別途、法第78条第7号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

ア （略）

イ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第78条第3号には当たらない。

3 国の安全等に関する情報についての判断基準（法第78条第1項第4号）

（略）

4 公共の安全等に関する情報（法第78条第1項第5号）についての判断基準

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報としている。

（1）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、

3 国の安全等に関する情報についての判断基準（法第78条第4号）

（略）

4 公共の安全等に関する情報（法第78条第5号）についての判断基準

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報としている。

（1）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、

刑法（明治40年法律第45号）に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、拘留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第78条第1項第5号に該当する。

(2)「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第78条第1項第5号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・拘留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も法第78条第1項第5号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関

刑法（明治40年法律第45号）に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、勾留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、拘留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第78条第5号に該当する。

(2)「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第78条第5号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・拘留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も法第78条第5号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関

する情報については、法第78条第1項第5号ではなく、同項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

5 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）の判断基準

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報を全て不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。

(1) 対象となる情報の範囲について

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が法第78条第1項第6号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(2)～(5) (略)

(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのもの

する情報については、法第78条第5号ではなく、同条第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

5 審議、検討等に関する情報（法第78条第6号）の判断基準

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。

(1) 対象となる情報の範囲について

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が法第78条第6号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、たとえば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(2)～(5) (略)

(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのもの

に影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合や、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第1項第6号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせるおそれや、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、法第78条第1項第6号に該当し得る。

6 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

なお、法第78条第1項第7号ハからトまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が挙げられているものであり、法第78条第1項第7号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(法第78条第1項第7号柱書)について

ア 「次に掲げるおそれ」として法第78条第1項第7号ハからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えら

る。に影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第6号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、法第78条第6号に該当し得る。

6 事務又は事業に関する情報（法第78条第7号）についての判断基準

国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

なお、法第78条第7号ハからトまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が挙げられているものであり、法第78条第7号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(法第78条第7号柱書)について

ア 「次に掲げるおそれ」として法第78条第7号ハからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典

れる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

法第78条第1項第7号の規定は行政機関の長等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、同号に規定する要件の該当性は客観的に判断される必要がある、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第78条第1項第7号ハ)について

(略)

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第78条第1項第7号ニ)について

(略)

型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

法第78条第7号の規定は行政機関の長等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規程の要件の該当性は客観的に判断される必要がある、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第78条第7号ハ)について

(略)

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第78条第7号ニ)について

(略)

(4)「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第78条第1項第7号ホ)について

(略)

(5)「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第1項第7号ヘ)について

(略)

(6)「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第78条第1項第7号ト)について

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

別添3

部分開示に関する判断基準(法第79条関係)

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第79条第1項)について

(1)「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

法第78条第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれて

(4)「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第78条第7号ホ)について

(略)

(5)「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第7号ヘ)について

(略)

(6)「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第78条第7号ト)について

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

別添3

部分開示に関する判断基準(法第79条関係)

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第79条第1項)について

(1)「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれて

まれていない場合の開示義務を定めているが、法第79条第1項の規定により、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

(2) (略)

(3)「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」について

法第79条第1項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長等の本法の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長等の不開示義務に反するものではない。

なお、不開示部分の決定については、行政手続法第8条第1項の規定に基づく理由提示の義務があり、開示請求者において、法第78条第1項各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。一般的には、根拠規定に加え、少なくとも行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければならないと考えられる。

2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項）について

(1)「開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

いない場合の開示義務を定めているが、法第79条第1項の規定により、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

(2) (略)

(3)「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」について

法第79条第1項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長等の本法の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長等の不開示義務に反するものではない。

なお、不開示部分の決定については、行政手続法第8条の規定に基づく理由提示の義務があり、開示請求者において、法第78条各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。一般的には、根拠規定に加え、少なくとも行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければならないと考えられる。

2 個人識別性の除去による部分開示（法第79条第2項）について

(1)「開示請求に係る保有個人情報に法第78条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

限る。)が含まれている場合」について

ア 法第79条第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が法第78条第1項各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、法第79条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例を設けたものである。

イ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法第78条第1項第2号)については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(2) (略)

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」について

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、法第79条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

限る。)が含まれている場合」について

ア 法第79条第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が法第78条各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、法第79条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例を設けたものである。

イ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法第78条第2号の後半部分)については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(2) (略)

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」について

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、法第79条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

別添4

保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準（法第81条関係）

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。（法第82条）

したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法第78条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

1 （略）

2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」について

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条第1項に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示

また、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

別添4

保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準（法第81条関係）

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。（法第82条）

したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法第78条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

1 （略）

2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」について

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度

の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

別添 5

訂正決定等の審査基準（法第93条）

1 訂正請求権（法第90条第1項）について

(1) 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」とは、法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

ア (略)

イ 「開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第2号）について

本法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることにしたものである。

(2)・(3) (略)

については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

別添 5

訂正決定等の審査基準（法第93条）

1 訂正請求権（法第90条第1項）について

(1) 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」とは、法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

ア (略)

イ 「開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第2号）について

本法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることにしたものである。

(2)・(3)

(4)「当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」について

(略)

2・3 (略)

別添6

利用停止決定等の審査基準（法第101条）

1 利用停止請求権（法第98条第1項）について

法第98条第1項は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき又は法第69条第1項及び第2項若しくは法第71条第1項の規定に違反して提供されているときのいずれかに該当すると思料するときに限られる。

なお、本項の趣旨としては、行政機関等が組織的な意思決定に基づいて適法に取得、保有又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

(1)「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第1号）について

ア 次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

① 「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき」

(4)「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」について

(略)

2・3 (略)

別添6

利用停止決定等の審査基準（法第101条）

1 利用停止請求権（法第98条第1項）について

法第98条第1項は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき又は法第69条第1項及び第2項若しくは法第71条第1項の規定に違反して提供されているときのいずれかに該当すると思料するときに限られる。

なお、本項の趣旨としては、行政機関等が組織的な意思決定に基づいて適法に取得、保有又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

(1)「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第1号）について

ア 次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

① 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

一旦特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用訂正請求の対象となる。

- ② 「第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき」
違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用している場合をいう。
- ③ 「第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき」
偽りその他不正の手段により取得されたものである場合をいう。
- ④ 「第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」
法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ (略)

(2)「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求(第2号)について

ア 第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき、すなわち、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

イ 「第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき」とは、法第71条第1項の規定に違反して、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報が提供されている場合をいう。

ウ (略)

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことに鑑

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用訂正請求の対象となる。

- ② 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」
違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用している場合をいう。
- ③ 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」
偽りその他不正の手段により取得されたものである場合をいう。
- ④ 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」
法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ (略)

(2)「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求(第2号)について

ア 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

イ 「第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」とは、法第71条第1項の規定に違反して、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報が提供されている場合をいう。

ウ (略)

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにか

み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講ずる必要がある。

2・3 (略)

別添7

本人確認に関する判断基準（法第77条第2項及び令第22条関係）

「開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」（法第77条第2項）

個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。

このため、法第77条第2項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。

本人確認に必要な書類及びその手続については、政令（令第22条）で具体的に定められており、以下のとおりである。

1 行政機関等の窓口の開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（第1項）
(略)

2 行政機関等へ開示請求書を送付する場合における本人確認の書類（第2項）

(1) 開示請求書を行政機関等へ送付して開示請求をする場合に、別途行政機関等の窓口で第1項の書類の提示又は提出すること

んがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

2・3 (略)

別添7

本人確認に関する判断基準（法第77条第2項及び令第21条関係）

「開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」（法第77条第2項）

個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。

このため、法第77条第2項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。

本人確認に必要な書類及びその手続については、政令（令第21条）で具体的に定められており、以下のとおりである。

1 行政機関等の窓口の開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（令第21条第1項）
(略)

2 行政機関等へ開示請求書を送付する場合における本人確認の書類（第2項）

(1) 開示請求書を行政機関等へ送付して開示請求をする場合に、別途行政機関等の窓口で第1項の書類の提示又は提出すること

を求めることは合理的でない。一方、開示請求書の送付による開示請求を認めないと、実質的に開示請求の機会を国民から奪うこととなってしまったため、これらの本人確認の書類を行政機関等に送付して提示又は提出することを認めることとした。この場合、これらの書類の原本を行政機関等に送付することを求めることは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとした。

ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写しその他その者が令第22条第2項第2号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を併せて提出させることとしている。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。

(2)・(3) (略)

3 (略)

4 開示請求をした代理人がその資格を喪失した場合（第4項及び第5項）

(1) 開示請求をした代理人が、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失した場合には、当該元代理人に保有個人情報を開示することは適当でない。このため、当該元代理人に対し、直ちに当該開示請求をした行政機関の長等（事案が移送された場合は、当該移送先）に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたものである。

(2) (略)

を求めることは合理的でない。一方、開示請求書の送付による開示請求を認めないと、実質的に開示請求の機会を国民から奪うこととなってしまったため、これらの本人確認の書類を行政機関等に送付して提示又は提出することを認めることとした。この場合、これらの書類の原本を行政機関等に送付することを求めることは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとした。

ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写しその他その者が令第21条第2項第2号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を併せて提出させることとしている。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。

(2)・(3) (略)

3 (略)

4 開示請求をした代理人がその資格を喪失した場合（第4項及び第5項）

(1) 開示請求をした代理人が、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失した場合には、当該元代理人に保有個人情報を開示することは適当でない。このため、当該元代理人に対し、直ちに開示請求を受理した行政機関の長等（事案が移送された場合は、当該移送先）に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたものである。

(2) (略)